

令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件

○厚生労働省告示第百七十四号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第一条の四第一号、第一条の九第一号並びに第一条の十第一項第一号及び第二号並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）の規定に基づき、令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項及び附則第十二条の規定により公示し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

| 区 分 | 率 又 は 額 |
|---|----------|
| 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率 | 〇・〇〇一七九七 |

| | |
|-------------------------------|--------------------|
| 省令第三条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率 | 〇・九一八二二 |
| 省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率 | 〇・九〇四二三 |
| 省令第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率 | 〇・九七四三三 |
| 省令第八条の四に規定する厚生労働大臣が定める額 | 三百七万三千六十五円 |
| 省令第八条の五に規定する厚生労働大臣が定める率 | 九 〇・九八〇九〇六七八二五九 |
| 省令第八条の六に規定する厚生労働大臣が定める率 | 〇 一・〇〇八九四二七四一八〇 |
| 省令第九条第三項に規定する概算補正係数 | 一・〇九四二八 |
| 省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額 | 四十四万三千四百四十二円 |
| 省令第十四条の四に規定する厚生労働大臣が定める率 | 九 〇・九八一三四八一五六一三 |

| | |
|---|--------------------|
| 省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数 | 一・一一八二四 |
| 省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額 | 四十四万六千四百三十七円 |
| 省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率 | 〇・〇〇一七九七 |
| 省令第十八条第一項第一号口に規定する厚生労働大臣が定める率 | 一・〇〇三六八 |
| 省令第十八条第一項第二号口に規定する厚生労働大臣が定める率 | 〇・四二三二五 |
| 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「政令」という。）第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める額 | 円 五百七十四万二千九百五十四 |
| 省令第十九条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額 | 三百二十三円 |
| 政令第一条の九第一号に規定する厚生労働大臣が定める額 | 円 五百七十二万九千九百五十八 |

| | |
|---|------------------|
| 省令第二十条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額 | 三十四円 |
| 政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額 | 二十万六千三百六円 |
| 政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率 | 百分の九十・〇二一八四八二五五九 |
| 政令第一条の十第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率 | 百分の百・〇二一八三二二八二二 |
| 省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額 | 三円二十銭円 |
| 省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支 援算定率 | 〇・〇〇〇〇八七 |
| 省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率 | 一・一二三五七 |
| 省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率 | 一・一二三六八 |
| 省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額 | 七万千四百一円 |
| 省令第三十八条の二に規定する総報酬割概算負担率 | 〇・〇二三二五四八八 |

| | |
|--|------------|
| 省令第三十九条の二に規定する加入者一人当たり負担額 | 六万三千九百九円 |
| 省令第三十九条の三に規定する総報酬割確定負担率 | 〇・〇二一七六六〇九 |
| 省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額 | 三円九十銭 |
| 省令第四十三条の三において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額 | 〇円 |
| 省令附則第十条に規定する加入者一人当たり負担見込額 | 一円十三銭 |
| 省令附則第十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額 | 三銭 |